（総務省定員規則の一部改正）

第十九条　総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

四、九六二人	一六九人	五、一三一人

を

四、八三三人	一六九人	五、〇〇二人

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十六年九月三十日までの間	四、九〇一人

○総務省令第三号
財務省令第三号

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）及び国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第百九十五号）等の施行に伴い、独立行政法人等の恩給納付金額通知書等の書式を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人等の恩給納付金額通知書等の書式を定める命令の一部を改正する命令

独立行政法人等の恩給納付金額通知書等の書式を定める命令（昭和三十四年総理府大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号書式中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

附　則

この命令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

○財務省令第四十五号

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）及び国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第百九十五号）の施行に伴い、支出官事務規程及び国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

支出官事務規程及び国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

（支出官事務規程の一部改正）

第一条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

別紙第四号の二書式中「総務省人事・恩給局長」を「総務省政策統括官（統計基準・恩給担当）」に改める。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十六条の二第六項中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

附　則

1　この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

規　則

人事院は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年五月二十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―六二

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則

（人事院規則一―一の一部改正）

第一条　人事院規則一―一（規則の分類）の一部を次のように改正する。

「能率」を「研修及び能率」に改める。

（人事院規則一―四の一部改正）

第二条　人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第百二項の次に次の二項を加える。

103　規則一〇―九は、廃止する。（平成二十六年五月二十九日施行）

104　規則九―四二は、廃止する。（平成二十六年五月三十日施行）

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の三の表中「能率」を「研修及び能率」に改め、規則一〇―三（職員の研修）の項を次のように改める。

法	書等	取得の日	取消し又は抹消をした日	
第百八条の三第一項の申請書	第七十条の七第一項の報告の文	取得の日	取消し又は抹消をした日	三年

を

第百八条の五の二第一項の要請の文書等	取得の日	五年		
第百八条の三第一項の申請書	取消し又は抹消をした日	三年		

に改める。

別表の十四の表官民人事交流法の項中「第二十三条第一項又は第二項」を「第十二条第三項又は第二十三条第一項」に、「第七条第一項又は第十九条第二項の計画」を「第七条第二項又は第八条第二項の同意」に、「第七条第二項又は第八条第二項の同意」を「第七条第二項又は第十九条第二項の計画」に、「第七条第三項」を「第七条第二項」に、「第七条第四項」を「第七条第三項」に、「第十九条第五項」を「第八条第二項又は第十九条第五項」に改める。